

福岡県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第54号）第18条の規定により軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第16条第1項第1号、同条第3項、附則第7条第1項第1号及び同条第3項の定めるところによることとされた知事が定める額等を定めるものとする。

(軽費老人ホームの利用料等)

第2条 軽費老人ホームに係る利用料等の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

一 1人1か月当たり基本利用料は、別表Ⅰの（1）生活費、（2）サービスの提供に要する費用、（3）居住に要する費用の合算額以下とすること。

二 前号の居住に要する費用については、別に定めるところによる一括支払い、分割支払い、一括支払い及び部分払い併用方式のうち、利用者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式を採らなければならないものとする。

ただし、平成14年1月30日において基本的な設備が完成している軽費老人ホームについては、当分の間は従前の例によること。

三 サービスの提供に要する費用の一部については、利用者本人の所得に応じて助成を行うものであること。

四 サービスの提供に要する費用の助成額は、別表Ⅰの（4）サービスの提供に要する費用助成基準額以下とすること。

五 別表Ⅰ（6）から（10）については、それぞれの要件に該当する場合、別表Ⅰ（2）サービスの提供に要する費用に合算すること。

六 必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴収することが出来るものとし、その1か月当たりの額は、別表Ⅰの（1）生活費中、冬期加算額の欄に掲げる額以下とすること。

七 第一号及び第六号の他、特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とすることができるものであること。

八 第一号、第六号及び第七号の他、利用者の不当な負担となる条件を課してはならないこと。

九 別表Ⅰ（10）が適用されている施設については、施設の定員規模に応じ別表Ⅰ（11）に定める額を特別運営費とすることができることとし、特別運営費は、減免した経費とみなすものとする。

十 施設の取扱定員に応じ別表Ⅰ（12）に定める額を介護職員処遇改善加算とすること。

2 軽費老人ホームA型に係る利用料等の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- 一 1人1か月当たり基本利用料は別表Ⅱの（１）生活費と（２）サービスの提供に要する費用の合算額以下とすること。
- 二 サービスの提供に要する費用の一部については、別表Ⅱの（４）対象収入による階層区分又は別表Ⅲの階層区分に応じて、助成を行うものであること。
- 三 サービスの提供に要する費用の助成額は、別表Ⅱの（３）サービスの提供に要する費用助成基準額以下とすること。
- 四 別表Ⅱ（５）から（９）については、それぞれの要件に該当する場合、別表（２）サービスの提供に要する費用に合算すること。
- 五 必要に応じ、11月から翌年の3月までの間に限り、暖房費を徴収することが出来るものとし、その1人1か月当たりの額は、別表Ⅱの（１）生活費中、冬期加算額の欄に掲げる額以下とすること。
- 六 別表Ⅱの（１）及び（２）のほか、保証金の徴収、その他利用者の不当な負担となる条件を課してはならないこと。
- 七 第一号及び第二号によるサービスの提供に要する費用又はサービスの提供に要する費用助成基準額により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ県と協議して決定した額とすることができるものとする。
- 八 別表Ⅱ（９）が適用されている施設については、施設の定員規模に応じ別表Ⅱ（10）に定める額を特別運営費とすることができることとし、特別運営費は、減免した経費とみなすものとする。
- 九 施設の取扱定員に応じ別表Ⅱ（11）に定める額を介護職員処遇改善加算とすること。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

略

附 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム設置運営要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 I

軽費老人ホーム基本利用料

(1) 生活費（月額）

地域	1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
	円	円
甲地	48,760	2,150
乙地	46,320	1,960

注1 「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により、「1級地－1及び1級地－2」又は「2級地－1及び2級地－2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地－1及び3級地－2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(2) サービスの提供に要する費用（月額）

ア 単独設置

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
20	132,700	130,900
21～30	88,800	87,700
31～40	77,800	76,700
41～50	69,300	68,300
51～60	58,600	57,700
61～70	55,400	54,600
71～80	48,700	47,900
81～90	48,100	47,400
91～100	43,400	42,700
101～110	41,800	41,000
111～120	38,300	37,800
121～130	38,900	38,300
131～140	36,300	35,700
141以上	34,900	34,400

介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
20	111,000	109,500
21～30	74,400	72,800

31～40	67,000	66,100
41～50	60,600	59,700
51～60	51,400	50,600
61～70	49,200	48,500
71～80	43,200	42,600
81～90	43,300	42,700
91～100	39,100	38,600
101～110	37,800	37,300
111～120	34,800	34,300
121～130	35,700	35,100
131～140	33,200	32,700
141 以上	32,100	31,600

イ 併設設置

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
10～14	136,900	135,300
15～19	91,600	90,600
20～29	86,900	85,800
30	63,100	62,200
31～40	58,300	57,600
41～50	46,900	46,300
51～60	39,300	38,800
61～70	33,900	33,500
71～80	29,700	29,400
81～90	31,600	31,000
91～100	28,300	28,000
101～110	27,500	27,100
111～120	25,300	24,900
121～130	26,900	26,500
131～140	25,200	24,800
141 以上	24,400	24,100

介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
10～14	93,400	92,600
15～19	62,800	61,600
20～29	65,400	64,700

30	48,500	48,000
31～40	47,600	47,100
41～50	38,300	37,800
51～60	32,100	31,800
61～70	27,700	27,300
71～80	24,400	24,100
81～90	26,600	26,200
91～100	24,100	23,800
101～110	23,700	23,300
111～120	21,800	21,500
121～130	23,700	23,300
131～140	22,100	21,800
141 以上	21,600	21,300

ウ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。以下同じ。）の指定を受けた場合
共通職員単価（単独設置）

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
20	77,200	76,200
21～30	51,900	51,200
31～40	39,200	38,700
41～50	38,400	37,800
51～60	33,000	32,500
61～70	33,400	32,900
71～80	29,300	28,800
81～90	26,100	25,700
91～100	23,700	23,300
101～110	23,800	23,400
111～120	21,900	21,600
121～130	20,200	19,900
131～140	18,800	18,500
141 以上	18,700	18,400

共通職員単価（併設設置）

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
10～14	26,000	26,000
15～19	17,800	17,800
20～29	31,500	31,000

30	26,100	25,800
31～40	19,800	19,600
41～50	16,100	16,000
51～60	13,500	13,400
61～70	11,800	11,700
71～80	10,500	10,500
81～90	9,400	9,400
91～100	8,600	8,500
101～110	9,500	9,400
111～120	8,800	8,700
121～130	8,200	8,100
131～140	7,700	7,600
141 以上	8,200	8,100

直接処遇職員単価（単独・併設共通）

一般入所者数	指定解除地域	丙地
人	円	円
20 以下	33,200	32,800
21～30	21,700	21,400
31～40	27,000	26,600
41～50	21,600	21,300
51～60	18,000	17,700
61～70	15,300	15,100
71～80	13,400	13,200
81～90	16,700	16,500
91～100	15,000	14,800
101～110	13,600	13,400
111～120	12,500	12,300
121～130	15,000	14,800
131～140	13,900	13,700
141 以上	13,000	12,800

注 1 級地区分は、次によること。

- （１）指定解除地域は、人事院規則 9-49-16 附則第 4 項により地域区分が乙地から丙地に変更となった地域とする。
- （２）丙地は、指定解除地域以外の地域とする。

注 2 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、「共通職員単価」により、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」と「直接処遇職員単価」を加えたものをサービスの提供に要する費用とする。

(3) 居住に要する費用

居住に要する費用の額は、以下のいずれかの方法を選択して得た額とする。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、下記ア中「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

ア 一括方式

建設年次の施設整備費から、国庫補助、都道府県補助、民間施設給与等改善費の管理費加算額等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を入所者数等に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を一括納入する方式。

イ 分割方式

居住費基礎額に一定の期間の月数（20 年を標準とする）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式。

ウ 併用方式

居住費基礎額のうち、一定の額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20 年を標準とする）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式。

(4) サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）

サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）は、(2) サービスの提供に要する費用（月額）から (5) 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）を控除した額とする。

(5) 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）

対象収入による階層区分		本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円

13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000 円
18	3,100,001 円以上	全額

注1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30パーセント減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。

（6）ボイラー技士雇上費（月額）

ボイラー及び圧力容器安全規則第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間継続して雇い上げることが明らかな施設については、（2）サービスの提供に要する費用（月額）及び（4）サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）にボイラー技士雇上費として毎月201,500円を定員で除して得た額を加える。

（7）入所者処遇特別加算

高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、入所者処遇特別加算取扱い通知に定めるところにより入所者処遇特別加算を必要とするものと認定されたときは、（2）サービスの提供に要する費用（月額）及び（4）サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）に入所者処遇特別加算として認定された1,016,000円の範囲内の額を、当該施設の定員に12を乗じて得た数より除して得た額を加える。

(8) 単身赴任手当加算

職員のうち単身赴任者が存する施設であって、単身赴任手当加算取扱い通知に定めるところにより、単身赴任手当加算を必要とするものと認定されたときは、(2) サービスの提供に要する費用(月額)及び(4) サービスの提供に要する費用助成基準額(月額)に単身赴任手当加算として認定された額を当該施設の定員で、除して得た額を加える。

(9) 施設機能強化推進費

施設機能の充実強化を推進している施設であって、施設機能強化推進費取扱い通知に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定されたときは、(2) サービスの提供に要する費用(月額)及び(4) サービスの提供に要する費用助成基準額(月額)に施設機能強化推進費として認定された750,000円の範囲内の額を、当該施設の定員に12を乗じて得た数より除して得た額を加える。

(10) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって民間施設給与等改善費取扱い通知に定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合については(2) サービスの提供に要する費用(月額)、(6) ボイラー技士雇上費(月額)、(7) 入所者処遇特別加算(月額)、(8) 単身赴任手当加算(月額)、(9) 施設機能強化推進費(月額)の合算額に、民間施設給与等改善費取扱い通知より決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)を民間施設給与等改善費として毎月(2) サービスの提供に要する費用(月額)及び(4) サービスの提供に要する費用助成基準額(月額)にそれぞれ加える。ただし、加算率については民間施設給与等改善費取扱い通知に定めるところにより全部または一部を減ずることができる。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価を区分して用いること。

(11) 特別運営費

取扱定員	年額
人	円
10～19	40,000
20～29	50,000
30～39	70,000
40～49	90,000
50～60	110,000
61～70	130,000
71～80	150,000
81～90	170,000
91～100	190,000
101～120	220,000
121～140	260,000
141～160	300,000
161～180	340,000
181～200	380,000
201 以上	420,000

注 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（年額）を限度とする。

(12) 介護職員処遇改善加算

取扱定員	介護職員数	月額
人	人	円
30	1	15,000
31～80	2	30,000
81 以上	2に相当数を 加えて得た数	30,000 に相当数を加えて得た額 (介護職員 1 当たり 15,000 円)

注 1 この表における「介護職員数」とは、常勤換算方法により置くべき人数とする。

注 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、介護職員数から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を除く。

別表Ⅱ

軽費老人ホームA型基本利用料

(1) 生活費（月額）

地域	1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
	円	円
甲地	57,100	2,150
乙地	54,410	1,960

注1 「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により、「1級地－1及び1級地－2」又は「2級地－1及び2級地－2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地－1及び3級地－2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(2) サービスの提供に要する費用（月額）

ア 単独設置

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
50	112,300	110,600
51～60	94,700	93,100
61～70	81,300	80,100
71～80	71,200	70,200
81～90	68,500	67,500
91～100	61,700	60,800
101～110	60,700	59,800
111～120	59,300	58,400
121～130	58,300	57,400
131～140	57,300	56,400
141～150	58,700	57,800
151～160	55,600	54,700
161～170	55,100	54,200
171～180	54,500	53,700
181～190	54,100	53,300
191～200	51,500	50,700
201以上	51,800	51,000

イ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。以下同じ。）の指定を受けた場合
（共通職員単価）

取扱定員	指定解除地域	丙地
人	円	円
50	51,100	50,300
51～60	43,400	42,700
61～70	37,400	36,900
71～80	32,900	32,400
81～90	29,200	28,700
91～100	26,500	26,100
101～110	24,600	24,200
111～120	26,100	25,700
121～130	24,300	23,800
131～140	22,500	22,100
141～150	23,300	22,900
151～160	22,300	21,900
161～170	21,100	20,600
171～180	19,800	19,500
181～190	18,900	18,600
191～200	18,000	17,700
201 以上	17,900	17,600

（直接処遇職員単価）

一般入所者数	指定解除地域	丙地
人	円	円
20 以下	40,300	39,900
21～30	42,000	41,400
31～40	42,800	42,200
41～50	43,400	42,800
51～60	36,100	35,600
61～70	30,900	30,400
71～80	27,100	26,700
81～90	29,000	28,600
91～100	26,100	25,700
101～110	27,900	27,500
111～120	25,500	25,200
121～130	27,000	26,600
131～140	28,200	27,800
141～150	29,300	28,900

151～160	27,500	27,100
161～170	28,600	28,100
171～180	29,400	29,000
181～190	30,300	29,800
191～200	28,800	28,300
201 以上	29,500	29,000

注 1 級地区分は、別表 I (2) に同じ。

(1) 指定解除地域は、人事院規則 9-49-16 附則第 4 項により地域区分が乙地から丙地に変更となった地域とする。

(2) 丙地は、指定解除地域以外の地域とする。

注 2 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、「共通職員単価」により、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」と「直接処遇職員単価」を加えたものをサービスの提供に要する費用とする。

(3) サービスの提供に要する費用助成基準額 (月額)

サービスの提供に要する費用助成基準額 (月額) は、サービスの提供に要する費用 (月額) から本人からのサービスの提供に要する費用徴収額 (月額) を控除した額とする。

(4) 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額 (月額)

(平成 3 年 7 月 1 日以降入所者から適用)

対象収入による階層区分		本人からのサービスの提供に要する費用徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000 円

16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	93,000 円
18	3,100,001 円～3,200,000 円	101,000 円
19	3,200,001 円～3,300,000 円	109,000 円
20	3,300,001 円～3,400,000 円	117,000 円
21	3,400,001 円以上	全額

注1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30パーセント減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。

注4 平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次のサービスの提供に要する費用徴収額とする。

階層区分			本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）
A	所得税非課税者	市町村民税の非課税者	10,000 円
B		〃 均等割のみ納税者	15,000 円
C1		〃 所得割課税者	20,000 円
C2	所得税課税者	所得税 7,300 円以下	25,000 円
C3		〃 7,301 円～14,900 円	30,000 円
C4		〃 14,901 円～22,000 円	35,000 円
C5		〃 22,201 円～29,700 円	40,000 円
C6		〃 29,701 円～37,200 円	45,000 円
C7		〃 37,201 円～44,600 円	50,000 円
C8		〃 44,601 円～52,200 円	55,000 円
C9		〃 52,201 円～59,800 円	60,000 円
C10		〃 59,801 円以上	全額

注 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を越えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。

（５）ボイラー技士雇上費（月額）

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 1 条第 1 号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を 1 年間継続して雇い上げることが明らかな施設については、（２）サービスの提供に要する費用（月額）及び（３）サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）にボイラー技士雇上費として毎月 201,500 円を定員で除して得た額を加える。

（６）入所者処遇特別加算

高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取扱いについて」（平成 2 年 6 月 18 日社施第 86 号社会局長通知。以下「入所者処遇特別加算費取扱い通知」という。）に定めるところにより、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定されたときは、（２）サービスの提供に要する費用（月額）及び（３）サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）に入所者処遇特別加算として認定された 1,016,000 円の範囲内の額を、当該施設の定員に 12 を乗じて得た数より除して得た額を加える。

（７）単身赴任手当加算

職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成 2 年 6 月 18 日社施第 87 号社会局長通知。以下「単身赴任手当加算取扱い通知」という。）に定めるところにより、単身赴任手当加算を必要とするものと認定されたときは、（２）サービスの提供に要する費用（月額）及び（３）サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）に単身赴任手当加算として認定された額を当該施設の定員で除して得た額を加える。

（８）施設機能強化推進費

施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」（昭和 62 年 7 月 16 日社施第 90 号社会局長通知。以下「施設機能強化推進費取扱い通知」という。）に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定されたときは、（２）サービスの提供に要する費用（月額）及び（３）サービスの提供に要する費用助成基準額（月額）に施設機能強化推進費として認定された 750,000 円の範囲内の額を、当該施設の定員に 12 を乗じて得た数より除して得た額を加える。

(9) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号社会局長通知。以下「民間施設給与等改善費取扱い通知」という。）に定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合については、サービスの提供に要する費用（月額）、ボイラー技士雇上費（月額）、入所者処遇特別加算（月額）、単身赴任手当加算（月額）、施設機能強化推進費（月額）の合算額に、民間施設給与等改善費取扱い通知により決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）を民間施設給与等改善費として毎月サービスの提供に要する費用（月額）及びサービスの提供に要する費用助成基準額（月額）にそれぞれ加える。ただし、加算率については民間施設給与等改善費取扱い通知に定められたところにより全部または一部を減ずることができる。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価を区分して用いること。

(10) 特別運営費

取扱定員	年額
人	円
10～19	40,000
20～29	50,000
30～39	70,000
40～49	90,000
50～60	110,000
61～70	130,000
71～80	150,000
81～90	170,000
91～100	190,000
101～120	220,000
121～140	260,000
141～160	300,000
161～180	340,000
181～200	380,000
201 以上	420,000

注 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（年額）を限度とする。

(11) 介護職員処遇改善加算

取扱定員	介護職員数	月額
人	人	円
80	4	60,000
81～100	5	75,000
101～120	6	90,000
121～140	7	105,000
141～160	8	120,000
161～180	9	135,000
181～200	10	150,000
201 以上	10 に相当数を 加えて得た数	150,000 に相当数を加えて得た額 (介護職員 1 当たり 15,000 円)

注 1 この表における「介護職員数」とは、常勤換算方法により置くべき人数とする。

注 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、介護職員数から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を除く。

別表Ⅲ

(平成 3 年 6 月 30 日以前から入所している者に対し適用)

階層区分	定 義
A 階層	市町村民税の非課税者
B 階層	市町村民税の均等割のみ納税者
C 階層	A 及び B 階層以外の者